

北九州市農業委員会  
第33回東部部会会議（令和8年度4月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年4月10日（金）午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 20名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	村田紘	酒井一生
古田仁重	瀬戸克哉	木村博美	大下治三
黒崎隆博	河内一弥	山本勇次	小田征二

・欠席委員

なし

4 事務局出席者

下元 事務局長	藤島 所長	竹下次長	吉田 係長
吉田 主任	岩本 主任		

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第180号	使用貸借権の解約について	12件
報告第181号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第182号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第183号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件
報告第184号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	12件
報告第185号	農地法施行規則該当転用届について	2件
報告第186号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第83号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第84号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件

(2) 一般議案

議案第2号 北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 6 傍聴人 なし

部会長

それでは、ただ今より、令和8年度第33回 東部部会会議を開会します。本日の出席委員は30名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案書の15ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第83号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、新規営農者の面接を行います。

初めに、地区担当委員の説明、次に、新規営農者の説明、それから、意見交換の順に進めます。なお、澤水委員につきましては、譲受人である新規就農者の親族であることから、議事参加の制限を受けますので、退室を求めます。

(委員 退室)

それでは、面接を行います。

(新規営農者 入室)

「営農計画書」は議案書の18ページ、「作付け計画」は次の19ページです。初めに、小倉南区中曽根東地区担当の澤水委員が退室につき、曾根地区担当として、川江委員、説明をお願いします。

川江委員

ではただいまから、新規営農者について、法人組織でございますけれども、報告いたします。

ここに法人組織のお二人、新規営農者と見えていますけど、法人の会長を知らない方はいないと思いますけれど、大ベテランであります。私から細かく紹介することはないと思いますが、一応、お役目ですから。

事前に、ちょうど1ヶ月前、法人を立ち上げると説明を受けておりました。会長につきましては、朽網を中心に曾根新田、上曾根の3地区を広く28ヘクタールばかり水稲専門で栽培しているようです。会長は3地区の中でも耕作条件の悪い土地なんかもありまして、私も何回か紹介しましたがけれども、快く引き受けていただきましてですね。ふつうなら遊休農地になるところを丁寧に耕作されて、本当に地区担当として私も遊休農地を増やさないで助かっております。そういう状況で地域との信頼関係といいますか、そこら辺のところ、良好な関係を保っております。

この度、法人を設立されましたけれども、代表取締役と会長は異色なコンビでございます。これから代表取締役の若さとマネジメント力で、何か新しい農業ができるんじゃないかと思います。

何か最近、完全直播き、水田の直播きを去年あたりから挑戦しているようです。人数も少なく合理的に耕作しないといけないので、やっぱりこういった新しい技術を取り入れて、パイオニア的な先進技術を取り入れる考え方というか、ものすごいものがありまして私も感心しておりますけれども。新しい生産形態がこれから生まれる

んじゃないかなど。

北九州市における水稻栽培の先進的な取り組みも、大いに期待しておるところでございますので、皆さん方もどうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

部会長            ありがとうございます。それでは、同じく中曽根地区担当の松根委員からご説明をお願いします。

松根委員            経営形態が株式会社ということで、私、かなり注目しとるんですけど、株式会社ということは、商法の会社法に基づいて運営しなければならないということなんです。その点、農業に対して、こういう取り組みをするということは、私なかなか興味を持っており、運営を見守りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

部会長            ありがとうございます。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。

大下委員            今、説明がありましたけれども、鳥獣被害についてはどうなっていますか。

新規営農者            鳥獣被害はありません。あるとすれば直播することでカモが食べるとか、そういう可能性はあるんですが、去年やったところではほとんど害はなかったです。

大下委員            ここには従業員が記載されていないんですが、今後、従業員はどのくらい考えていますか。

新規営農者            あと2人ぐらいいれば、例えば田植え機も2台あるんで、8条植え2台で植えるとかかなりの面積いくんで。2人では、田植え機を2台使うわけにはいかないんで、もう2人いると苗を運んだりする人がおれば、2台で植えることができます。

大下委員            今お話を聞くとコスト面も、十分低いですね。

新規営農者            そうですね。かなり低く抑えています。

大下委員            頑張ってください。

新規営農者            ありがとうございます。

山本委員            参考までに教えてください。ジャンボタニシはいますか。

新規営農者            ジャンボタニシは、やっぱりいます。適期に消毒、あとは水管理だけです。水管理

をやれば多分大丈夫。去年も、やられたところもありますけど、植え直したりもしましたけど、水管理さえしとけば、ジャンボタニシは何とかかなりそうです。

黒崎委員 その事業計画書はですね、トラクターが借用でコンバインも借用、現状ではドローンも借用ですかね。

部会長 その新しい会社に2人が今持つてる機械を全部登記し替えれば会社のものなんですけども、今から始まる会社が自分が持っている機械を会社に計上するわけですから、当然借用という形になるので、ご理解いただけませんか。

黒崎委員 その会社は、株式会社にするか、合名会社、合同会社、農事組合法人、どれかに該当すると思うんですが。それについて、どうでしょうか。それは該当しないんですかね。それと、米の出荷ということですが、畜産用に米を販売する、それはやってないんですか。

新規営農者 一昨年までは、飼料用米として10町歩を上げていましたけど、飼料用米の場合は、あの付近は皆さん夢つくしなんですよ。8月の終わりから9月にはもう皆さん稲を刈るわけ。ということはもう水を止めたいわけ。ところが、飼料用米の場合は11月に刈るんで、それこそ9月はまだどんどん水がいるんですよ。他の人はもう水を止めたいと。けど、自分方が作るんで、その水を止めるわけにもいかない。やっぱり周りの人に迷惑をかけるということで、昨年からはもう夢つくし1本にしています。

黒崎委員 会長は元気がいいので百歳まで生きるかもしれないですけど、もし途中で倒れたとかそういった場合は、後継についてはどう思っているんですか。

部会長 それは失礼な質問と思いますよ。後継のことを考えて株式会社にすると言っているんだから。よろしいでしょうか。他にございませんか。ないようでしたら、面接を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

議案書の15ページをお開きください。議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。澤水委員の退室を継続して、先に第2項から第5項までの審議を行います。

それでは、2項から第5項までを続けて、小倉南区中曽根東地区担当の松根委員、報告をお願いします。

松根委員 議案第83号第2項から第5項について、いずれも、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、中曽根東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、澤水委員の入室を認めます。

(委員 入室)

それでは、議案の審議を続けます。第1項、小倉南区大字志井地区担当の稲光委員、報告をお願いします。

稲光委員

議案第83号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字志井の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、議案書の16ページをお開きください。第6項から第7項を続けて、小倉南区大字春吉地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

議案第83号第6項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字春吉の申請地において、果樹栽培を行う計画です。譲受人は、耕作面積がゼロとはなっておりますが、実際は申請の地域において、長い間、耕作を手伝っており、経験者として、面接は行わない判断となっております。

次に、第7項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字春吉の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第83号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。議案第84号、「農地法第4条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第84号第1項について、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、農業者が自己所有の農地に農業用倉庫と作業場を設けるため、転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、

被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

追加で説明申し上げますと、最初にお配りした議案書ですね、農地区分が3種となっておりますが、本日皆さんのお手元に差し替えの資料を置いておりますが、県からの指摘を受けてですね、農地区分が1種となっておりますが、あとは変更ございません。ということで、ただいまの報告に関して何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第84号につきましては、許可相当と決定をいたします。

それでは続きまして、一般議案の審議を行います。議案第2号「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する件について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局からご説明させていただきます。

この度北九州市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2第1項に基づく意見聴取を求められました。農業委員会はこの計画は適当か否か、また部会で提出された意見について、市に回答いたします。それでは、計画変更の内容について、農政事務所の担当者よりご説明をいたします。

東部農政事務所

資料が農地議案別冊になっております。一番上に農用地利用計画変更一覧表と書いてある、続いてある資料です。これで説明させていただきます。

北九州市ではですね、農業振興地域整備計画というのを定めて、その中で、農業用に活用する土地の区域として、農用地区域というものを定めております。農用地区域内につきましては原則農業以外には使用できないということにも必要になっております。

どうしても家を建てなきゃいけないとか、駐車場ですとかそういった事情が出てきた時に、市に対して外してください、除外の申し出をいただいて、その上で、市が変更の手続きをするという流れになっております。

そこで、今回は3件、農用地区域から除外ということで申し出が出ております。この除外の手続きを進めていくにあたって、これが適当かどうかということで、本日農業委員会の方にお諮りするものです。

一番上の資料の一覧表でございますけども、門司区大字吉志、それから小倉南区大字合馬、それから小倉南区の横代ということで3件の申し出が出ております。

ページを2枚めくっていただきまして、1件目の門司区大字吉志の変更の申出書というものがついております。そのあとに、まためくっていただくと、その位置図と、計画図ということで、さらについております。

変更申出地はですね、門司区大字吉志の門司ゴルフ倶楽部に隣接した農地で、長年耕作されていないという状況になっております。門司ゴルフ倶楽部では、各種大会

や、地元開放等のイベントが定期的に開催されておりまして、慢性的に駐車場が不足しているという状態です。

このため、今回の申出地を駐車場として利用したいという意向がございまして、除外を申し上げたものです。この土地は農用地区域の中でも周辺部にありまして、隣接する水田の使用及ぼす恐れがないということで考えております。

それから2件目の大字合馬の申出案件です。今のところから4枚ページをめくっていただきまして、合馬の変更申出書というものがついております。

この土地は小倉南区大字合馬で県道小倉中間線に隣接した農地です。隣接地には、合馬茶屋、合馬観光たけのこ園、それと天然水が共同で利用している駐車場や事務所が建っているということになっております。

合馬茶屋、合馬観光たけのこ園が繁忙期になりますと、来場する車が増えて、大変危険でもありますので、株式会社合馬天然水さんが隣接する農地専用駐車場を作りたいというようなことで、今回除外の申し出に至ったものです。この土地は農用地区域の一段からちょっと離れた状態になりまして、農業への支障もないということで考えております。

最後に3件目の横代の案件であります。これからページをさらに4枚めくっていただきまして、大字横代の変更申出書がついております。

この変更申出地の隣接地にはですね、株式会社清栄という建設会社が駐車場資材置き場に使用している土地がございまして、株式会社清栄は水道工事、土木工事等に伴いまして、事業の拡大というのを計画しております。このため、隣接するこの申し出地に、資材置場を拡張するというので、今回の申し出に至ったものです。

こちらの土地につきましても、農用地区域の周辺部であって、周辺の農道への支障はないものと考えております。

農用地区域の除外の申し出につきましても、以上3件でございまして、地元の委員さんにも現地を確認していただいたところでございます。

今後の流れと、なりますけれども今回ご承認いただけましたら、市の方で計画変更の案、公告縦覧等を経て、県と協議して、7月、8月ぐらいで除外が決まるものと考えております。そしてその後またそれぞれの農地転用の手続き入ってくる流れと考えております。以上でございまして、ご審議をよろしく申し上げます。

部会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

(異議なしの声)

それでは、計画は適当であると、市に回答いたします。

以上をもちまして本日の議案審議を終わりました。本日の署名委員は、12番増田委員と、13番矢野委員です。よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、平成8年度第33回東部部会を閉会します。